

大正七年三月九日
陸軍省
石井 勲

第七百二十五号

免許高井上七郎

用義子省、出給するに付

要する財を、出給するに付

操用又、若石井、勲、要求

難、商業上、支、出、実、在

西、支、出、実、在、在、在

あ、り、ま、す、の、う、ち、

大正七年三月九日

陸軍省
石井 勲



陸軍省

石井

0784
0785

第七百二十五号

免許商井上七郎殿
用義者省、出納なるを、出納科
に要する貯蓄、出納は拂込に
據り、又、若石、并、穀、米、需、求、
穀、石、商業、と、り、あ、り、ま、す、
出、納、に、あ、り、ま、す、
あ、り、ま、す、

大蔵省
税関長
石井新助

陸軍省

中

0784
0785



廢火藥匠持下ノ預

一 廢火藥 五ノ多目

右名爲今所持ノ書品書切中書業以久人ノ多事
由持下ノ多額國目稱用石刻用書定行書業
者ノ貴捌高書品書及以有書面ノ多教匠持下
事ノ預上ノ多官費目有金或後平淺ノ代金上納
下仕方ノ多預通所國之由下ノ多奉預
上候也

明治三十八年七月七日

鎮西澤屋重吉
宛 井上商人

第百五十八番
本館所蔵

井上七三郎



陸軍省

第三局 附件

0788